

[事案 27-120] 転換契約無効請求

・平成 28 年 2 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

転換時の説明が虚偽・不十分であったことを理由に、転換後契約の取消しまたは無効および転換前契約の復旧を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 5 月に契約した定期保険特約付終身保険および特定疾病保障終身保険を、平成 19 年 2 月に利率変動積立型終身保険に転換したが、以下の理由により、転換後契約の取消しまたは無効とし、転換前契約の復旧をしてほしい。

- (1) 転換前契約の更新と言われて本契約転換を勧められたが、更新時期ではなく、また本契約転換後の死亡保障は 2,000 万円との説明であったが、実際は 100 万円であった。
- (2) 月額保険料約 3 万円を約 8 年間支払ってきたのに、解約返戻金が 1 か月分の保険料にも満たない約 2 万円になるような掛捨ての保険であることの説明はなかった。

<保険会社の主張>

募集者は、当初より転換の提案を行っており、本契約転換の内容は、提案書や携帯端末の画面により説明しているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約転換時の状況を把握するため、申立人と募集人に対して事情聴取を行なった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の虚偽説明・説明不十分による取消しや無効は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 本契約転換は、その内容に沿った申込書により申込みがなされるのが望ましいところ、定期保険特約付終身保険のみを転換前契約とする申込書に署名・押印し、後日、本契約転換の内容に沿った申込書訂正請求書に署名・押印する形でなされたが、こうした変則的な方法がとられたことが、申立人の誤解の一因になった可能性を否定することはできない。
- (2) 特別条件が付加されたことによる申込書訂正請求書兼承諾書は、申立人と面談のうえで内容の説明を行ない、署名・押印をもらうべきとされているところ、募集人は面談をせずに郵送で処理した。
- (3) 募集人は、申込書に記載する申立人（被保険者）の職業について、事実と異なる記載がなされることを容認した。